

大正十年法律第五十七号

第一条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ國ノ所有ニ属モノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ
公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス
本法ハ土地改良法、土地区画整理法、首都圈の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、新住宅市街地開発法、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、流通業務市街地の整備に関する法律、都市再開發法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又ハ密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律ニ依ル溝渠又ハ溜池ノ変更ノ為必要ナル埋立其ノ他政令ヲ以テ指定スル埋立ニ付之ヲ適用セス

第二条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ當該指定都市ノ長以下同ジ）ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所

二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域

三 埋立地ノ用途

四 設計ノ概要

五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

前項ノ願書ニハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添附スベシ

一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面

二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書

三 資金計画書

四 埋立地（公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク）ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

五 其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル図書

第三条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遲滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スル

一 法令ニ依リ公有水面占用ノ許可ヲ受ケタる者

二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ得ス

三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

二十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

三十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

四十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

五十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

六十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

七十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

八十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

九十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百零九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百一十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百二十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百三十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十一 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十二 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十三 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十四 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十五 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十六 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十七 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十八 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百四十九 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 公有水面ノ利得ヲ行フコトヲ不得ス

一百五十ーーーーー

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附則（昭和四一年七月一日法律第一二〇号）抄
行期日

四項の規定は旧法第四十二条第一項の承認の申請に係る図書について、前二項の規定は旧法第四十二条第一項の承認の申請をした者の行なう

(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六

4 ついては、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四四年六月三日法律第三八
号) 抄

8 埋立てについて準用する。この場合において、附則第四項中「命ずる」とあるのは、「求める」と読み替えるものとする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の

管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

適用については、なお従前の例による。
附 則（昭和五〇年七月一六日法律第六
七号）抄

前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なほ従前の例による。ただし、この法律による改三段の規定によら出訴期間が二つ法律によって改

（施行期日）
四号
一 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

2 下 「旧法」という。) 第二条の免許に係る埋立法(以
てこの法律による改正前の公有水面埋立法(以
する。
(経過措置)

する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

て、当該埋立てに係る埋立地に関する処分の制限及びこれに関する登記並びに当該埋立てに係る埋立地に関する権利を取得した者の義務につ

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による文三後の規定によつて、ともと有効

3 いては、なお従前の例による。

による改正後の規定にかかるらすなお以前の例によると、ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

に係る図書は、この法律による改正後の公有水面埋立法（以下「新法」という。）第二条第一項又は第三項に規定する図書とみなす。

附 則（昭和三八年七月一一日法律第一号）
前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八條後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

者道府県知事は「新潟の適用」必要と認めた
れる範囲内において、旧法による出願人に對
し、図書の補完を命ずることができる。

三四号 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 貝 (昭和三十九年七月三日法律第一四五号) 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六箇月を

あるのは「前条第二項各号ニ掲タル事項ニ相当スル事項」とし、新法第十一条中「第二条第一項第一号乃至第三号ニ掲タル事項」とあるの

こえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

6 第二条第二項第一号乃至第三号ニ掲タル事項
ニ相当スル事項とする。

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

については、新法第三条第一項の規定により地元市町村長の意見を徴することを要しない。

対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に行政不服審査法の規定による改定する。この場合に行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により改定する。このこととされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす。前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により改定する。このこととされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす。前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により改定する。このこととされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条 第二条及び第三条を除く。この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第二条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

○一号 附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一号) 抄

(施行期日) この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

三 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 第二条 この法律は、平成二六年六月九日法律第八四号抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第二条 この法律は、平成二六年六月九日法律第八四号抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六 第二条 この法律は、平成二六年六月四日法律第五一号抄

(施行期日) この法律は、平成二七年四月一日から施行する。

七 第二条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定を除く。）の施行にかかる経過措置を含む。は、政令で定める。（政令への委任）

八 第二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

九 第二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

一 第五百九条の規定

の際現にこの法律による改正前のそれぞの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、これを、この法律による改正後のそれぞの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞの法律の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

三 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

四 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

五 第二条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定